

「堺の伝統産業紹介冊子制作業務」
審査基準及び各配点、評価表

評価荷重	審査基準	評価点(配点) (5~1点)	評価点(荷重反映後)
基礎評価点 【10%】	①適切に本業務を遂行できる体制を有しているか	点	(小計×2) /10点
		小計 点	
企画提案 評価点 【60%】	②業務の趣旨, 目的に沿った提案となっているか。	点	(小計×4) /60点
	③表紙及び表2デザインは、堺の伝統産業の魅力や雰囲気が伝わるものとなっているか。	点	
	④伝統産業紹介ページイメージは、レイアウト、デザイン、色使いなどに配慮、工夫がなされ、見やすいものとなっているか。	点	
		小計 点	
実績評価点 【20%】	⑤本業務に関する専門性と実績を有しているか(これまでの類似業務実施例など)	点	(小計×4) /20点
		小計 点	
コスト 評価点 【10%】	⑥最低見積金額を5点とし、(最低見積金額=X 見積金額=Y)5点×X/Y=得点 小数点以下第1位を切り捨てる。	点	(小計×2) /10点
		小計 点	
	合 計	点	/100点

※評価荷重は、「基礎評価＝10%」「企画提案評価＝60%」「実績評価点＝20%」「コスト評価＝10%」とする。

※各評価項目の評価点は、5段階評価とする。

(非常に優れている5点、優れている4点、普通3点、やや劣っている2点、劣っている1点)

※最高得点の事業者を優先交渉権者として選定する。

ただし、最高得点の事業者の点数の合計が6割を満たさなかった場合は、採択せず再公募を行う。

※合計得点と同じ業者が2者以上ある場合は、全委員による択一投票を行い、業者を選定する。

委員名